

UEJ ジャーナル 第 41 号 原稿募集

特定非営利活動法人 全日本大学開放推進機構 (UEJ) は、大学開放に関する政策提言および研究成果の普及・啓発を目的として運営する電子雑誌「UEJ ジャーナル」の第 41 号を、2026 年 7 月に発刊いたします。会員の皆様から原稿を募集いたしますとともに、会員外の方に寄稿を依頼される場合は、事務局までご一報を頂きたく存じます。投稿規程及び、原稿募集内容をご確認の上、ご投稿をお願い申し上げます

基本情報

誌 名：UEJ ジャーナル

発 刊 号：第 41 号

発刊形態：オンライン (UEJ ホームページに掲載)

公開方式：記事ごとの PDF を掲載し、ジャーナルインデックスページにリンクを配置

発刊予定日：2026 年 7 月 31 日

発行主体：特定非営利活動法人 全日本大学開放推進機構 (UEJ)

原稿募集 (投稿)

対 象：UEJ 会員

募集時期：2026 年 3 月 1 日～5 月 30 日

提 出 物：本文原稿、図表データ、執筆者紹介

送 付 先：特定非営利活動法人 全日本大学開放推進機構 (UEJ) 事務局

送付は電子メールでファイルを添付してご送付ください。あて先は事務局 (下記) です

電子メール infouej@uejp.jp

原稿依頼 (寄稿)

対 象：会員から執筆依頼をされた方

依頼期間：2026 年 3 月 1 日～3 月 31 日

原稿受付期間：2026 年 3 月 1 日～5 月 30 日

依頼方法：会員以外の方へ寄稿をご依頼される場合は、その方ので了承を頂いた上で、上記の依頼期間中に、お名前、ご所属、連絡先 (メールアドレス) を記載の上、事務局までご一報をお願い申し上げます

審査・修正依頼

審査内容：査読ではなく編集上の審査に留め、内容の確認、文章の明確性及び一貫性、図表・参考文献の整合性確認のみ行います

修正依頼：必要に応じて原稿の一部修正や体裁修正を依頼することがあります

原稿作成要領

項目	要領
原稿の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題目、本文、図・表・写真等、執筆者紹介
題目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題目は本文原稿に記載する
本文原稿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本文原稿は、A4用紙縦置き 1600 字（40 字×40 行、余白上下左右 20mm）、本文 下中央に頁数を挿入）の横書きで MS-Word を使用して作成する ・ ファイル名には題目を用いる
図表データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラフ及び表は、MS-Excel を使用して作成する。複数のグラフ・表がある場合は、タグにより区分する。なおタグには独立した図表番号を記載する ・ 写真等は jpeg、または png 形式に変換する ・ 本文中にグラフ・表・写真の挿入個所を記載し、同箇所に図表番号及び、図表のキャプションを記載する
執筆者紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執筆者紹介は、本文文末に記載する
執筆要領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和文の場合、字体は明朝体 10.5 ポイントを基本とする ・ 和文の場合、常用漢字、ひらがな、現代かなづかいを用い、句読点は「、」と「。」で統一する ・ 欧文の場合、字体は Century 10.5 ポイントを基本とする
オーサーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著者として認められるのは、「医学雑誌掲載のための学術研究の実施、報告、編集、および出版に関する勧告 2024 年 1 月改訂版」(ICMJE 投稿規程) に準じ、下記 4 項目を全て満たすものとする。また 4 つの基準を満たす者は全員著者と認めること 1. 研究の構想またはデザイン、あるいは研究データの取得、解析、または解釈に実質的に貢献した 2. 論文を起草したか、または重要な知的内容について批評的な推敲を行った 3. 出版原稿の最終承認を行った 4. 研究のあらゆる部分について、その正確性または公正性に関する疑義が適切に調査され、解決されることを保証し、研究のすべての側面に対して説明責任を負うことに同意した <ul style="list-style-type: none"> ・ 著者が複数となる場合、主たる著者を 1 番目に、従たる著者を 2 番目以降に記載する ・ 著者が複数の場合は、原則として、各自の担当箇所への責任を負うとともに、他の箇所についてもどの共著者が責任を負うかを識別できること
倫理規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理的配慮が必要な場合、適切な機関の倫理審査を受審する ・ 必要に応じ利益相反について文末に開示する